

消費者支援功労者表彰等推薦要領

平成22年12月15日
消費者庁次長決定
平成23年10月3日
平成25年9月2日
平成27年10月28日
令和元年9月27日
令和5年8月25日
一部改正

「消費者支援功労者表彰等実施要綱」（平成22年12月13日内閣総理大臣決定。以下「要綱」という。）に基づき、要綱第6項による推薦の範囲及び手続について必要な事項を下記のとおり定める。

記

1. 用語の定義

（1）被表彰者

消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に極めて又は特に顕著な功績のあった個人又は団体・グループであって、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣が顕彰することを適当と認める者。（要綱第2項前段）

（2）ベスト消費者サポーター章

消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績のあった個人又は団体・グループであって、広く社会に紹介するに足りると認める者として記念品を授与し、その趣旨を記した書状の交付を行うもの。（要綱第2項後段、要綱第4項後段）

（3）被表彰者等

被表彰者及びベスト消費者サポーター章を授章することを適当と認める者。

2. 推薦の範囲

推薦の範囲は、要綱第2項に該当する個人又は団体・グループであって、次の各号に掲げる分野における活動を行い、他の模範と認められると考えられる者とする。ただし、これらの活動により叙勲又は褒章を受けた者は除く。

(1) 消費生活相談分野

消費者からの苦情に係る相談、助言・あっせん等に関する活動

(2) 消費者教育・啓発分野

消費者に対する教育・啓発、教材の開発・提供、担い手の育成等に関する活動

(3) 消費者被害防止・救済分野

消費者被害の拡大防止、救済・回復に関する活動

(4) 消費生活安全・安心確保分野

消費生活の安全・安心の確保に関する活動

(5) 消費生活調査研究分野

消費者法、消費者問題、消費者教育その他の消費生活に係る調査研究に関する活動

(6) その他消費者支援に関する分野

前各号及びそれに準ずる新進的・画期的な消費者支援に関する活動

3. 推薦の手続

(1) 関係府省庁、都道府県、政令指定都市、独立行政法人国民生活センター及び別紙1に基づき消費者庁が選出した広域的な活動を行う消費生活関係団体（当該年度の選定会議の委員が役員として当該団体に所属するものを除く。以下「推薦団体等」という。）は、消費者庁からの推薦依頼に基づき、第2項各号に該当し、被表彰者等としてふさわしいと認められる候補者について推薦を行うものとし、推薦件数は各推薦団体等において、それぞれ6件以内とする。ただし、広域的な活動を行う消費生活関係団体が、自ら若しくは他の広域的な活動を行う消費生活関係団体又はこれら団体の関係者を推薦することはできないものとする。

(2) 推薦に当たっては以下の点を考慮することとする。

ア 関係府省庁が推薦する対象は、その取組が当該府省庁の所掌に関するものであって、原則として、その取組の範囲及び効果が、全国又は複数の都道府県に及ぶ者とする。

イ 都道府県及び政令指定都市が推薦する対象は、原則として、その取組の範囲が当該地域を中心とする者とする。

ウ 広域的な活動を行う消費生活関係団体が推薦する対象は、活動の地域及び内容の範囲を問わない。

エ 過去5年間における被表彰者を推薦することはできない。ただし、ベ

スト消費者サポーター章の受章者については、過去の受章対象となった活動に加えて、新たな活動成果があると認められる場合には推薦することができるものとする。

オ 推薦団体等が推薦する団体・グループの対象は、活動の実績が5年以上あり、かつ、当該活動が将来にわたり継続されることが見込まれる者とする。

カ 団体の構成員としての活動が他の模範となる個人については、推薦団体等が推薦する対象を、当該個人が属する団体・グループとする。ただし、団体の構成員としてではない個人の活動が他の模範となる場合は、推薦団体等が推薦する対象を当該個人とする。

キ その他、被表彰者等として特にふさわしいと認められる者がいる場合には、消費者庁は前記アの規定にかかわらず候補者を推薦できるものとする。

(3) 推薦に際しては、別紙2様式に従い、第2項各号の範囲のいずれに該当するかを明記するとともに、推薦される個人又は団体・グループの経歴、表彰等の理由となる功績等を具体的に明記する。

なお、過去5年間におけるベスト消費者サポーター章の受章者を推薦する場合は、受章後の新たな活動成果を明記すること。

附 則（令和元年9月27日消教推第138号）

この決定は、令和元年9月27日から施行する。

附 則（令和5年8月25日消教推第385号）

この決定は、令和5年8月25日から施行する。

「広域的な活動を行う消費生活関係団体」について

1. 「広域的な活動を行う消費生活関係団体」の基準

「広域的な活動を行う消費生活関係団体」の基準としては、以下のとおり。

- 消費生活に関連する公益的な取組を、全国又はおおむね全国において行っている民間団体であること。
- 10年以上の活動実績があること。
- 刑事罰、行政処分（法令に違反することを理由とするものに限る。）等を受けていないこと。
- その他、団体としての品位を損ねるような行為を行っていないこと。

2. 「広域的な活動を行う消費生活関係団体」の選出の手順

上記の要件を満たす消費生活関係団体の中から、消費者庁長官が広域的な活動を行う消費生活関係団体を選出し、要綱、推薦要領等を送付して推薦を依頼する。

その他、推薦することを希望する旨表明した団体については、上記の基準を勘案して、推薦依頼の可否を決定する。